

糸満市地域公共交通協議会公印規程

(目的)

第1条 この規程は、糸満市地域公共交通協議会事務局規程（以下「事務局規程」という。）第6条に基づき、糸満市地域公共交通協議会の公印の種類、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称、ひな形等)

第2条 公印の名称、ひな形、書体、形状、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

(公印の取扱)

第3条 管理者は、公印を厳正に取り扱い、使用しないときは、堅固な容器に納め、施錠のうえ保管するものとする。

(公印の管理者及び公印取扱主任)

第4条 公印の管理者は、公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任を負う。

2 管理者は、必要があると認めたときは、事務局員のうちから公印取扱主任（以下「取扱主任」という。）を定めることができる。

3 前項の規定により、取扱主任を定めたときは、直ちに会長へ通知をしなければならない。

4 取扱主任は、管理者の命に従い公印の管理その他公印に関する事務に従事する。

(公印台帳)

第5条 管理者は、公印台帳（様式第1号）を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(公印の新調、廃止)

第6条 公印を新調又は廃止するときは、管理者の許可を得なければならない。

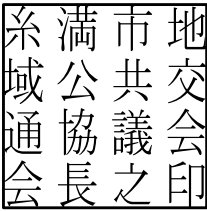
(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	ひな形	書体	形状
糸満市地域公共交通協議会会長之印		れい書	正方形

寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
24×24	会長名発信文書	1	事務局長

様式第 1 号（第 5 条関係）

公 印 台 帳					
印 影			公印名		
			年 月 日新調 改刻		
			年 月 日廃止		
			年 月 日廃棄		
用 途					
管 理 者	職 名	氏 名	印	保 管 年 月 日	
				年 月 日から	年 月 日まで
取 扱 主 任	職 名	氏 名	印	取 扱 年 月 日	
				年 月 日から	年 月 日まで
登録理由					
備 考					